## 岩手県告示第499号

岩手県統計調査条例(平成20年岩手県条例第58号)第2条第3項の規定により、いわて女性の活躍促進に関するアンケート(以下「調査」という。)を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成26年6月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 岩手県における女性の活躍促進に係る事業所等の現状とニーズを把握し、女性の活躍促進を効果的に進めるため の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 県内の従業者規模10人以上の民営事業所1,000箇所(以下「調査対象事業所」という。) について調査を行う。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 事業所の名称、所在地、連絡先及び業種
    - イ 事業所の現状
      - (ア) 常用労働者数 (男女別)
      - (イ) 管理職数 (男女別)
      - (ウ) 役員数 (男女別)
      - (エ) 女性登用目標の有無及び有の場合におけるその内容
      - (才) 平均年齢(男女別)
      - (カ) 平均勤続年数(男女別)
      - (キ) 注記(各項目の定義が異なる場合は、その定義を記載)
    - ウ 女性の活躍促進について
      - (ア) 女性の管理職及び役員に関する事項
      - (イ) 女性従業員の職業意識の向上に関する事項
      - (ウ) 女性のキャリア形成(就業継続)に関する事項
      - (エ) 女性の能力発揮のための行政施策に関する事項
  - (2) 基準となる期日又は期間 平成26年6月30日現在又は平成25年度期末時点
- 4 報告を求めるもの 調査対象事業所の代表者又は管理責任者(以下「報告担当者」という。)
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する別に定める調査票に報告担当者が記入し、提出する郵送調査方式により行う
- 6 報告を求める期間 平成26年7月1日から同月31日まで